

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を 改正する内閣府令案等について（概要）

令和7年4月
内閣府公益法人行政担当室

1. 背景

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）が、令和6年5月22日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（令和8年4月1日予定）。

公益信託法に基づく公益信託は、公益法人と同様の枠組みで、公益性の審査・認可及び監督が行われるところ、公益信託法の附則改正により、公益法人が公益認定取り消し等になった場合の公益目的取得財産残額（以下「財産残額」という。）に相当する額の財産の贈与先として、公益信託が追加され（公益信託法附則第27条。改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第20号）、移行法人が解散した場合の残余財産の帰属先についても同様の措置（公益信託法附則第29条。改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第130条）等が講じられている。

公益信託法の施行のため、公益法人認定法に基づく公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。以下「公益法人認定規則」という。）及び整備法に基づく一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十九号。以下「整備規則」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 内閣府令案の内容

今回内閣府令案で定める事項は以下のとおりである。

○ 公益法人認定規則の改正

- ・ 公益法人の財産残額に相当する額の財産の贈与先及び残余財産の贈与先として、公益信託が追加されたこと（公益信託法附則第27条。改正後の公益法人法第5条第20号及び第21号並びに第30条）に伴う所要の改正を行うもの【公益法人認定規則第70条等】。

○ 整備規則の改正

- ・ 移行法人が公益目的支出計画に定めなければならない事項に、特定寄附として「公益信託の信託財産とするための支出」をする場合を追加するとともに、当該追加に伴う所要の改正を行うもの【整備規則第16条、第25条及び第35条】。
- ・ 移行法人が解散になった場合の残余財産の帰属先として、公益信託が追加されたこと（公益信託法附則第29条。改正後の整備法第130条）に伴う所要の改正を行うもの【整備規則第48条】。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年6月（予定）

施行：公益信託法の施行日と同日（令和8年4月1日予定）